

第2部

基本構想

第1章 まちづくりの目標

第2章 目標の実現に向けて

第3章 施策の大綱

第4章 土地利用

第1章 まちづくりの目標

1 将来都市像

本市の将来像を次のように定めます。

つながりつなげる いろどりのまち かみのやま

本市は、温泉や果物、美しい自然環境、歴史や伝統文化など豊かな地域資源で彩られています。そして、日常生活にある「あたり前」が実は貴重な地域資源であり、それに気づき活かす人も地域資源であります。

人々が住み続け楽しいまちにするためには、まちづくりを自分ゴトとして取り組む市民を増やし、つながりの輪を広げることが重要です。

世代を経て、脈々と受け継がれた地域資源を結び付け、つなげていくことで、彩り輝くまちを創ります。



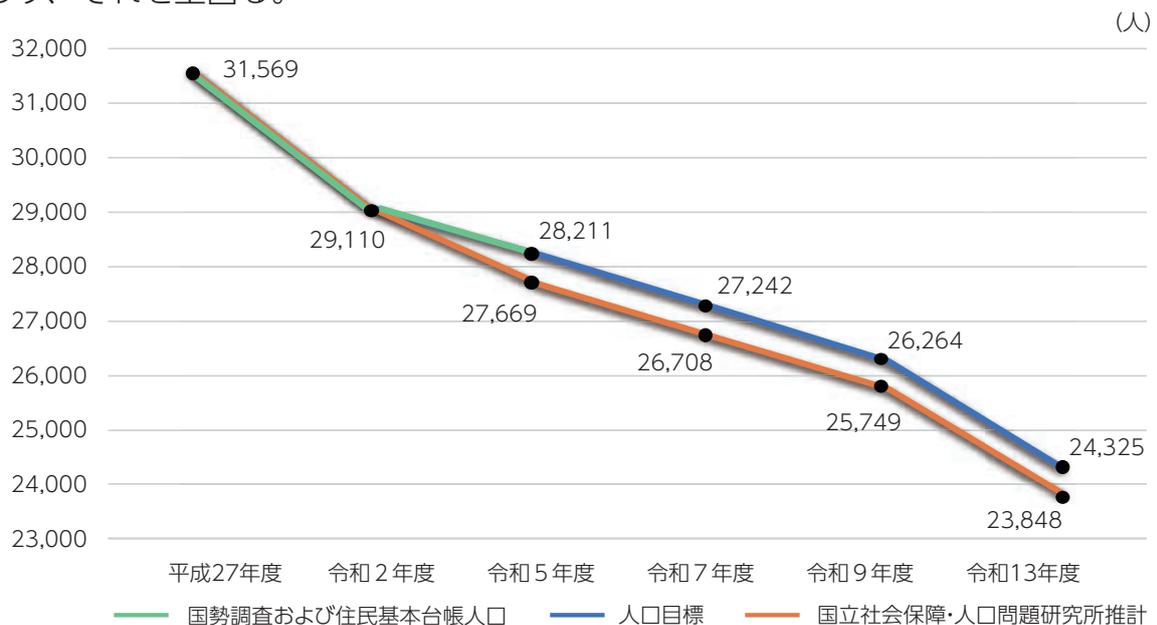
2 将来指標

将来都市像を達成するため、将来指標を次のように定めます。

将来指標 1

令和13年度人口 24,400人を下回らない

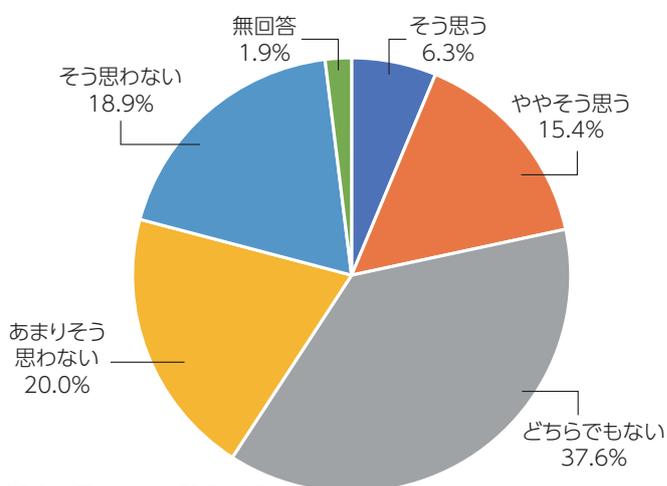
国の推計と比較し、第7次上山市振興計画の期間における人口改善率は約102%であり、それを上回る。



将来指標 2

まちづくり活動に積極的に参加したい率が、毎年度、前年度を上回る

問 あなたは、まちづくり活動に積極的に参加したいと思いますか？



令和4年度上山市民意識調査

第2章 目標の実現に向けて

地域社会における課題は複雑化・多様化しています。また、限られた財源の中、行政による取組だけではその解決を十分に図ることができません。

また、地域においては様々な価値観や能力を有する市民や事業者、団体等がそれぞれの強みを活かして活動しており、将来都市像の実現を図る上で、こうした多様な主体が協力し、お互いの役割を果たすことが不可欠です。

一方、市民意識調査によると、市政への関わり方について、積極的にまちづくり活動に参加する意向は弱く、「アンケート調査で充分である」と捉えている市民が多いのが現状です。持続可能な社会を実現するためには、市民と行政が両輪となってまちづくりをしていくことが重要でありますが、いかにまちづくりの主体となる市民を増やしていくかが課題となっております。

そのため、第8次上山市振興計画では、互いの個性や価値観を認め合い、様々な主体の協力を通じてまちを創りあげていく、「協創」を推進します。



第3章 施策の大綱

第1部
総論

第2部
基本構想

第3部
基本計画

第1章
笑顔

第2章
元気

第3章
挑戦

第4章
持続

第5章
快適

第6章
計画の推進

資料編



施策の大綱 1 笑顔

(1) 目標

みんなが笑顔で輝けるまちをつくりまします

少子高齢化や地域のつながりの希薄化が進行するなか、本市の将来を担う子どもや若者たちの健やかな成長を、地域総ぐるみで支え合うことが重要になっています。

そのために、子どもたちが夢や希望をかなえられる子育てに優しい社会を実現させるための機運醸成を図るとともに、子どもたちが安心して毎日を過ごせる環境を整えるほか、「生きる力」を育む保育・教育の充実を推し進めます。

また、生涯学習の充実を図るとともに、郷土資源を活かし、地域の担い手を育む人づくり、多様な主体との交流を通じて、かみのやまに愛着が持てるまちづくりを進めます。

さらに、すべての市民が住みやすさを実感でき、活躍できるまちづくりを進めるため、基本的人権や男女共同参画を尊重した社会を構築してまいります。

(2) まちづくりの方向性

主なまちづくりの方向性を次のように定めます。

① 子どもを産み育てる環境の充実

子どもを取り巻く環境が複雑多様化するなか、本市の将来を担う今を生きる子どもと保護者が、幸福な生活を送れるよう、子どもの意思を尊重した子育て環境の充実を図ることが求められています。

② ライフステージに応じた教育環境の実現

子どもから大人まで、それぞれのライフステージに応じた教育環境を整え、本市の豊かな資源や文化を活かした多様な教育活動を通して、市民みんなが郷土に愛着が持てるまちづくりが求められています。

③ すべての人が自立できるまちの実現

障がい者や生活困窮者等を含めたすべての人がともに住みやすさを実感できる地域づくりを進めるため、関係団体等と連携した支援を継続して包括的に実施していくことが求められています。

施策の大綱 2 元気

(1) 目標

ともに支え合い、元気に暮らせるまちをつくります

人生100年時代を迎え、これまで「支えられる側」であった高齢者が自らの健康状態に応じて、「支える側」にもなるという画一的な関係を超えた全世代型社会保障の構築が求められています。

そのようななか、本市の高齢者人口は生産年齢人口や年少人口と同じく減少しています。

人と人がつながり合い、生涯を通じて、住み慣れた地域で、いつまでも元気に過ごすことができるように、ライフステージに応じた健康づくりやスポーツ活動など、地域ぐるみで健康寿命を伸ばす取組を進めるとともに、一人ひとりが地域での役割や生きがいを持ち、助け合いながら暮らすことができる共生社会の実現が重要です。

また、高齢者が自らの経験や知識を活かすことができる環境を整えるとともに、福祉関係団体との連携により孤独や不安のない安心な暮らしを推進します。

(2) まちづくりの方向性

主なまちづくりの方向性を次のように定めます。

1 健康・長寿の実現

全世代型の持続可能な社会保障制度の構築に向けて、国を挙げて取り組んでいるなか、高齢期だけでなく、生涯を通じて健康づくりやスポーツ活動に取り組むことができる健康まちづくりを進め、健康・長寿を実現することが求められています。

2 地域で支え合う社会保障の実現

地域や家庭が抱える問題は多様で複雑化していることから、安心して地域で生活できるよう医療・介護・福祉等の連携が不可欠となってきています。世代や分野を超えてつながり、ともに地域を創っていくことが求められています。

3 高齢者の生きがいづくりと安心な暮らしの実現

高齢者が自らの経験や知識を活用できる場や地域活動に参加できる場の創出や、住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくため、孤独や不安を解消する取組が求められています。

施策の大綱 3 挑戦

(1) 目標

みんなが挑戦できるまちをつくりまします

人口減少による働き手・担い手不足、物価・エネルギー価格の高騰等、市内産業を取り巻く環境は一段と厳しさを増し、将来にわたって持続可能な産業を形成していくことが急務となっています。

商工業・観光業では、豊かな地域資源や卓越した技術を背景に、顧客満足度の高い商品・サービス提供や経営効率の向上、生産基盤の充実等を図る経営環境の整備など、民間事業者の積極的な経済活動を支援し、持続可能な産業地域を官民の連携により目指します。

農業では、農業生産基盤の充実や、これまで培ったブランド力を活かし、効率的かつ安定的な農業経営の実現を目指します。

また、各産業において多様な担い手の確保やイノベーションの創発を促すためにも、高度産業人材を始めとした人材の確保を積極的に行います。

(2) まちづくりの方向性

主なまちづくりの方向性を次のように定めます。

1 「成長」し続けられる商工業の推進

社会情勢の変化による多種多様なニーズへの対応が求められているなか、本市の高度な技術力やブランド力を活かした高付加価値化、技術の継承等に取り組み、事業者が成長し続けられるよう積極的に支援する環境整備が求められています。

2 官民一体となった持続可能な「稼げる」観光地域づくりの推進

持続可能な観光地域の形成には、観光消費額の着実な向上が必要であり、観光資源の活用を始め高付加価値化等に向け、官民一体となって取り組む必要があります。あわせて、総合産業である観光産業の育成には多様な稼げる経済基盤の整備が求められています。

3 多様な担い手が生まれる「儲かる」農業の推進

農業者の減少や高齢化の進行など、農業を取り巻く情勢の変化に対応しながら、新たな担い手が生まれる魅力的な農業を実現するため、農作業の省力化や生産技術の高度化等を進め、収益性の向上を図ることが求められています。

施策の大綱 4 持続

(1) 目標

安心して暮らせる持続可能なまちをつくりまします

急速に進む人口減少や、自然災害が多発するなか、安全・安心で住みよいまちづくりを行うことが重要です。そのため、安全で快適な道路整備を行うとともに、災害に強い河川・雨水排水路の環境整備を進めるほか、上水道・下水道事業の安定的かつ健全な経営を推進します。

また、日常生活に必要な公共交通を確保するとともに、若者・子育て世代から選ばれる移住・定住促進につながる魅力的な居住環境づくりを進めます。

さらに、市民の生命と財産を守るため、消防力の充実強化を始め自主防災組織と連携を図りながら、情報伝達や避難所などの防災拠点の機能の充実など防災・減災体制を推進します。

(2) まちづくりの方向性

主なまちづくりの方向性を次のように定めます。

1 生活を支える インフラの 整備

安全・安心で自然災害に強いまちづくりを推進するため、道路や河川、雨水排水路等の環境整備を進めるとともに、上水道の安定供給や下水道の適正管理を行うことが求められています。

2 移住・定住促進 と地域の賑わいの 基礎となる 環境の整備

移住・定住や地域の賑わいにつなげるため、若者や子育て世代に選ばれる優良な宅地供給の促進や空き家の抑制・利活用を進めるとともに、都市公園の魅力の向上や特色ある景観整備等が求められています。

3 日常生活に 必要な公共交通 の確保

高齢化の急速な進行による交通弱者が増加するなか、公共交通の重要性は高まっています。日常生活において必要とされる公共交通を確保し、誰もが生活しやすいまちづくりの推進が求められています。

4 防災・減災 体制の強化

消防職団員の教育訓練の充実、消防施設の整備など消防体制を強化するとともに、市民の防災意識の向上と自主防災組織の活性化を進め、市民と行政が一体となった防災・減災体制を強化することが求められています。

施策の大綱 5 快適

(1) 目標

快適に住み続けられるまちをつくりまします

将来にわたってすべての市民が快適な生活を送るために、本市においても、上山市快適環境条例や同条例により定められた快適環境基本計画に基づき、これまでも環境に関する様々な取組を実施してきましたが、さらに推進していく必要があります。

生活環境に影響を及ぼす公害などの防止に努め、市内全域における脱炭素社会の実現に向け、温室効果ガス削減や再生可能エネルギーへの転換などに努めるとともに、さらなるごみの発生抑制や再利用を進めるなど、できるだけ環境への負荷を減らし、人と自然に優しい循環型社会の推進に努めます。

また、健全な森林の確保と育成や、優良な農地の確保と保全・管理に努めることで、緑豊かな自然環境を次世代につないでいきます。

(2) まちづくりの方向性

主なまちづくりの方向性を次のように定めます。

1 豊かな自然と生活環境の保全

緑豊かな森林や農地を適正に維持し、大気汚染、水質汚濁などの公害による生活環境の悪化を防止することにより、良好な環境を保全することが求められています。

2 地球温暖化対策の推進

世界中で温室効果ガス排出抑制による脱炭素社会の実現を目指した地球温暖化対策が急務となっており、ゼロカーボンシティの実現に向け、さらなる省エネルギーの推進と太陽光などの再生可能エネルギーへの転換が求められています。

3 循環型社会の推進

不法投棄を防止し、ごみの適正処理や3R^{*1}を推進するなど、あらゆる分野で環境負荷を低減させ、資源が循環するまちづくりにさらに取り組んでいくことが求められています。

^{*1} 3Rとは、Reduce(使う資源の量やごみの発生の減)、Reuse(再使用)、Recycle(再生利用)の総称のこと。

第4章 土地利用

1 土地利用の基本方針

上山市の区域における国土(以下「市土」という。)は、限られた資源であるとともに、市民生活や経済活動を行うための共通の基盤です。また、美しい自然景観に恵まれた市土は、市民にとってかけがえのない財産であるとともに、公共的な意味合いの強い資産でもあります。

市土の利用にあたっては、公共の福祉を優先するとともに、自然環境の保全、地域の自然的、社会的、経済的および文化的条件に十分に配慮し、市民の健康で文化的な生活環境の確保と市土の持続可能な発展を目指します。

2 土地利用の基本的配置

(1) 市中心部

この地域は、官公署、商業、業務施設等の都市的機能が集積し、本市の中枢を占める地域となっていることから、都市的土地利用を促進する区域となります。

既成市街地については、社会、経済等の中心地域として今後も都市機能の強化を図るとともに、市民の生活空間として利便性の高い居住空間を形成していくことが重要になります。このため、道路等の都市基盤施設の整備や情報・文化・交流施設等の都市機能の充実とともに、低未利用地の有効利用を図り、新たな居住空間の創出および生活サービス拠点として市街地の再生を促進します。

また、市街地周辺部においては、周辺の自然環境等に配慮し、無秩序な市街化や宅地化の防止に努めます。

加えて、都市活動による環境への負荷が少ない都市の形成を図るとともに、歴史や文化を感じられるまちなみ景観の形成など、美しくゆとりある都市環境の形成に努めます。

(2) 市域北部の平野および広陵地帯

この地域は、住宅地、工業用地、農地、森林等が混在しており、蔵王みはらしの丘地区や東北中央自動車道のインターチェンジ周辺等、県都山形市との連携が強まっている重要な地域となっていることから、複合的な土地利用を促進する区域となります。

東北中央自動車道や国道13号等交通の利便を活用した企業の立地促進等、多様な土地利用を計画的に推進していくとともに、山形市からの玄関口としての役割と都市生活拠点としての役割を担っていきます。

(3) 蔵王山腹・山麓一帯

この地域は、市域東北部に位置し、農林業的土地利用のほか、蔵王高原坊平をはじめとする蔵王国定公園などの自然環境を活かしたスポーツやウォーキング、レクリエーションに親しみ、市民の健康増進や都市住民等との交流を促進する区域としての性格を併せ持つことから、観光的土地利用を促進する区域となります。

また、蔵王国定公園については、自然生態系の維持に配慮するとともに、アスリートヴィレッジ整備構想等に基づく総合的な開発整備を行います。

(4) 市域東南部

この地域の北側は、国道13号と奥羽本線が横断し、平野部は市内でも屈指の優良農地を有する地域であり、生産性の高い水田、果樹地帯となっています。

東北中央自動車道かみのやま温泉インターチェンジの整備に伴い、首都圏からのアクセスが向上しました。隣接して整備した産業団地には企業の進出が進み、新たな産業集積の拠点が築かれています。

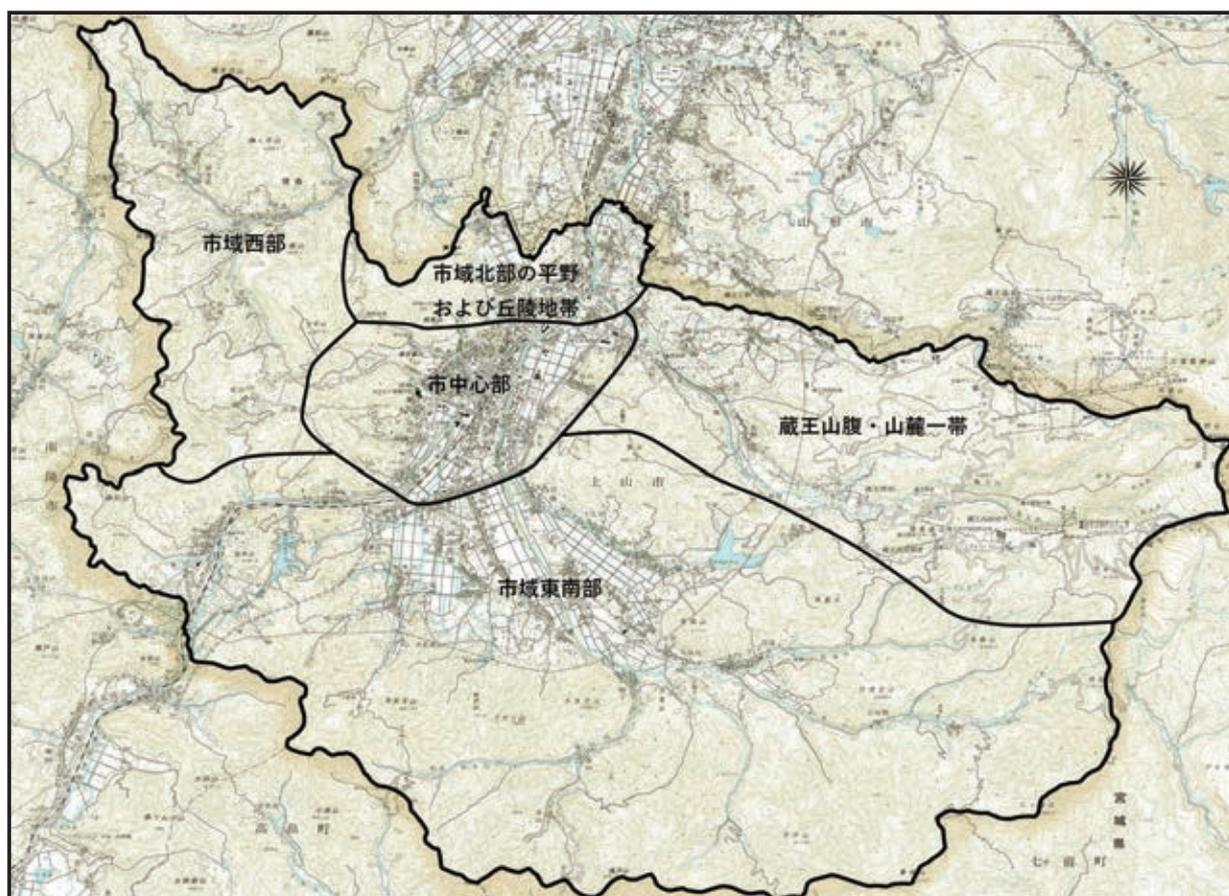
また、平野部については、農業的土地利用としての機能維持を図るため、優良農地を確保し、生産基盤を整備するとともに、市道皆沢赤坂線(フルーツライン)、国指定史跡「羽州街道榎下宿・金山越」等を活用しながら、観光との有機的な連携により、活力ある地域を形成していきます。

周辺の山間部については、農林業の振興と森林の多面的な機能を有効に発揮させるため、保全的な土地利用を図ります。

(5) 市域西部

この地域は、森林の占める割合が高く、農林業が主となっていることから、農林業的土地利用を促進する区域となります。

農林業的土地利用としての機能維持のほか、国道348号を活かし、農産物や山の幸を活用し、自然との触れ合いを活かした魅力づくりに取り組み、居住機能の向上を図るなど、豊かな自然環境を活かした土地利用を図ります。ただし、地すべりなどの災害危険箇所の多い地域であることに留意し、適正な管理による土地利用を図ります。



地域区分	地域
市中心部	本庁中部・本庁南部・西郷地区の一部・中川地区の一部
市域北部の平野および丘陵地帯	本庁北部・中川地区の一部
蔵王山腹・山麓一帯	中川地区
市域東南部	西郷地区・本庄地区・東地区・宮生地区・中山地区
市域西部	山元地区・西郷地区の一部